

移動で
人を幸せに。



資料 3

第3回ドライバーシェア推進協議会

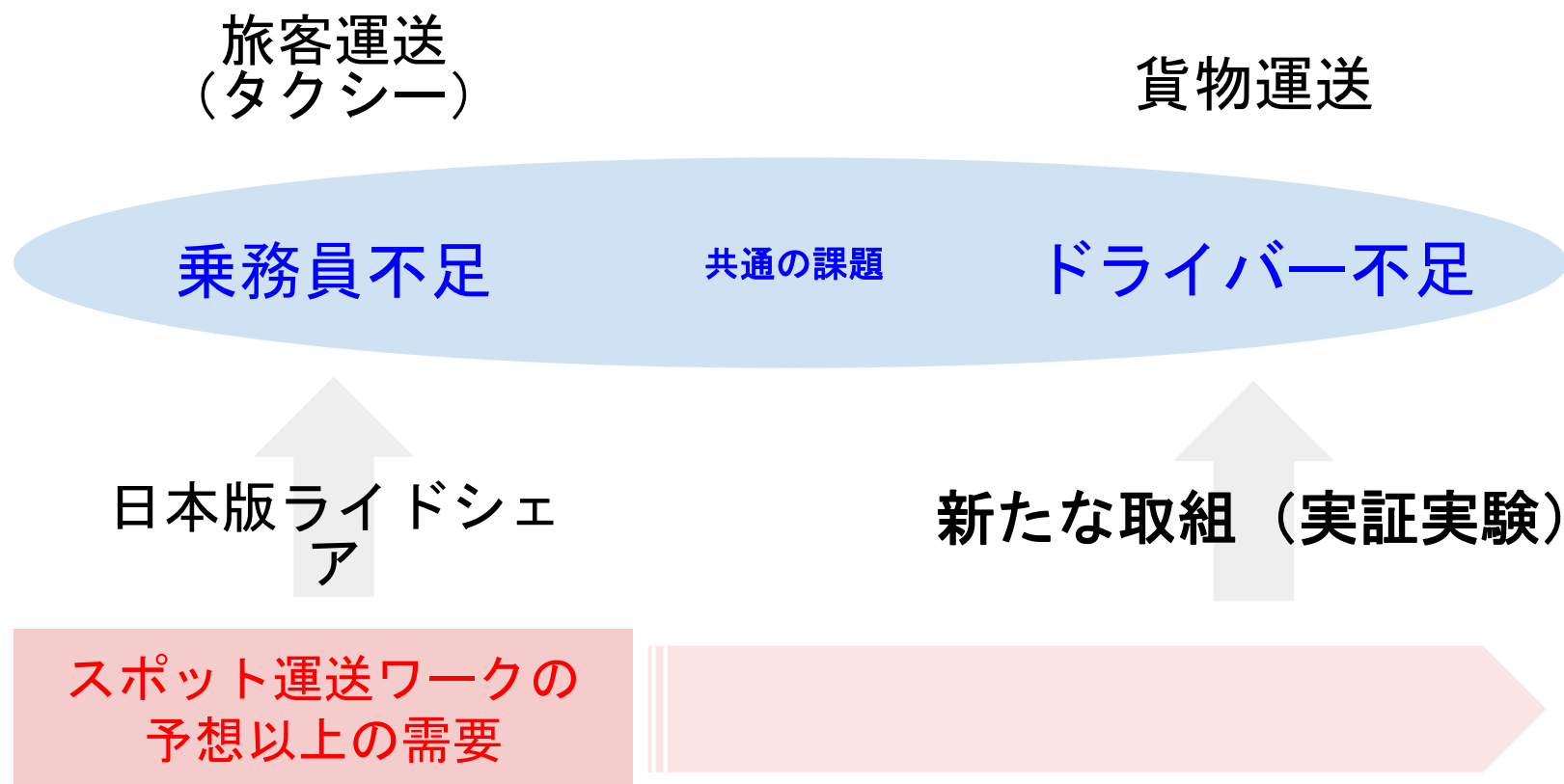
GO株式会社
ご説明資料

2024/12/20

実験の具体的内容

実証実験の枠組み

- ライドシェアの取組で確認されたスポット運送ワークの需要を貨物運送に展開
- 繁忙期有償運送制度を活用して、自家用車ドライバーが荷物を運送



ヤマト運輸様との実証実験

《実施概要》

- 連携先企業: ヤマト運輸株式会社
- 実施期間 : ~2025年2月頃(調整中)
- 実施地域 : 湾岸エリア
- 車両数 : (調整中)

《ポイント》

- タワーマンションが多く、配達効率に課題のある地域を対象を絞った実証実験
- スポットドライバーがこの地域で貢献できる稼働のあり方を調整中



佐川急便様との実証実験

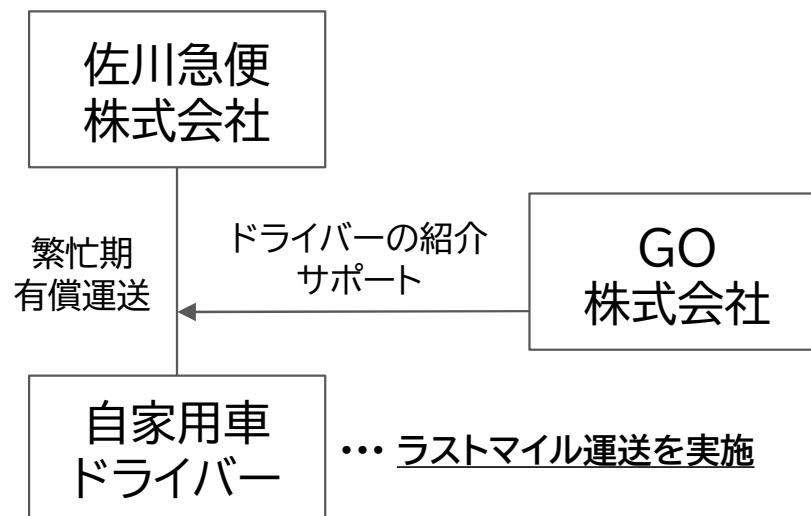
《実施概要》

- 連携先企業:佐川急便株式会社
- 実施期間 :2024年12月14日~2024年12月27日
- 実施地域 :埼玉県さいたま市
- 車両数 :数台程度

《ポイント》

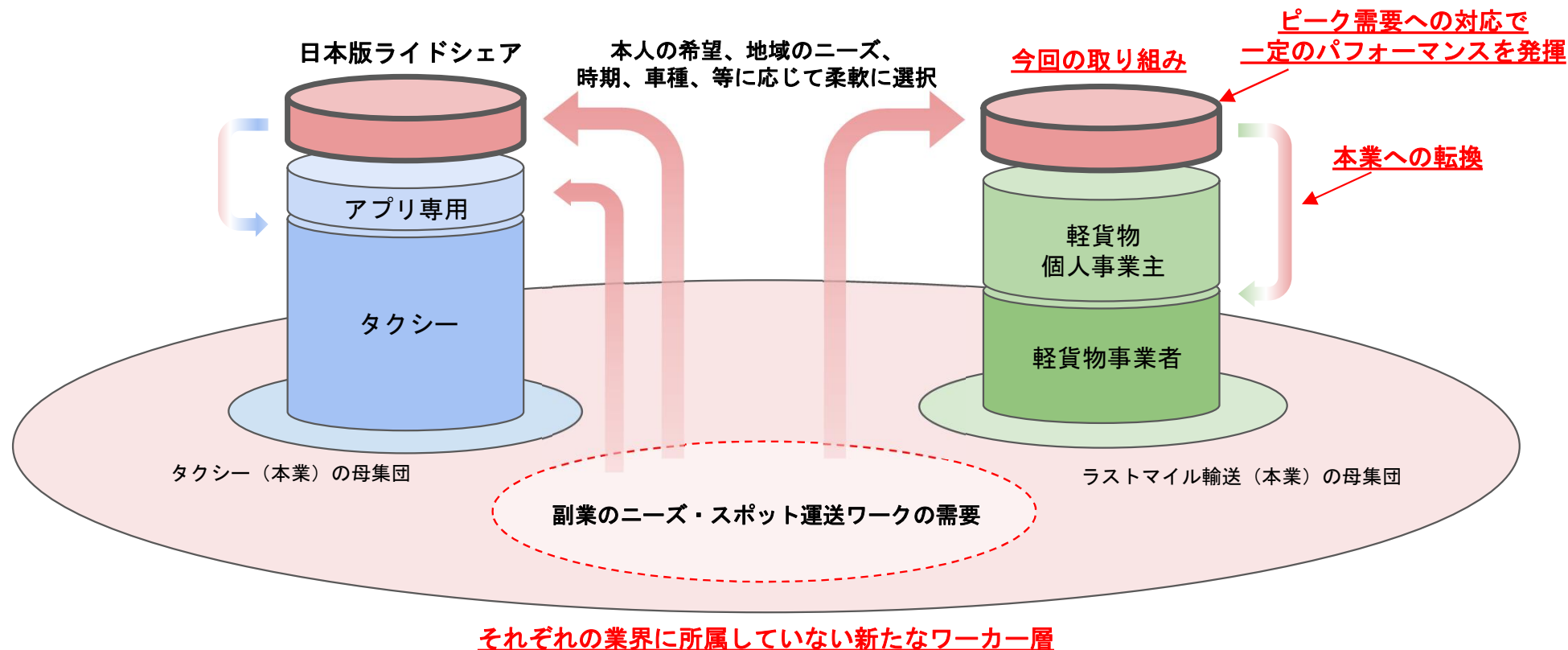
- 繁忙期有償運送制度の活用
- 住宅街におけるラストワンマイル輸送での実施
- 佐川急便の配送ドライバー様と連携した配送
 - :配送ペースに応じた荷物の受け渡し
 - :配送方法等についてのサポート

《スキーム》



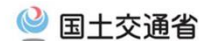
タクシー・ラストマイル輸送の共通の課題、ドライバー不足対策としての可能性

- タクシー・ラストマイル輸送ともに限られた母集団からドライバーを確保する構図
- 日本版ライドシェアや今回の取り組みは、現時点でそれぞれの業界に所属していない新たなワーカー層を取り入れることが可能



法令・制度上の課題 論点の整理

繁忙期有償運送通達の改正について



制度

- 輸送需要が極端に増大し、**事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難**となる年末年始・夏季等の繁忙期に限り、許可を得たトラック事業者が運行・労務管理などの安全指導を行うことを前提に、**自家用車の活用を例外的に許可**。
- 令和3年9月1日、ネット通販事業等による宅配貨物量の変化を踏まえ、対象時期を見直すとともに、申請手続きの合理化、使用される自家用車の管理の厳格化（原則ラストワンマイル配送のみ、台数制限、運送事業者による報告義務、ペナルティの新設等）等のため、通達（※）改正を実施。
※『年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について』（平成15年2月14日国自貨第91号）

改正概要

- ① 輸送需要の実態を踏まえ繁忙期の期間設定を見直し ④ 有償運送使用可能台数は保有車両数の範囲内に限る（春期繁忙期の追加等）

春期 3/10～3/31 夏期 6/15～8/12
4/20～4/30 秋期 8/13～11/9
5/6～5/15 年末 11/10～12/31

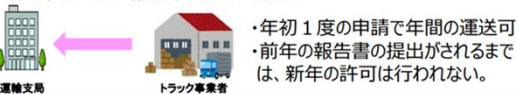
(09) × 10台
トラック
有償運送実施車両 × 10台まで
・有償運送実施日において、使用可能な台数は営業所が保有する事業用車両数の範囲内に限る

- ② 許可申請を運送需要者からの申請（代理申請）のみ ⑤ 自家用車1両あたり年間90日を上限として使用可



有償運送実施車両 × 90日
・1両あたり年間90日まで
※営業所単位ではない

- ③ 申請は年初1回で足り、その年の運送実績を翌年2月月末までに報告書として提出 ⑥ 悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合等には、翌年の許可を受けられない



・有償運送時に悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合
・年間90日を超えて有償運送を実施した場合

（国土交通省 資料より引用）

〈実証実験での課題〉

1)登録車両の変更

〈現状〉

- ・営業所が許可を受けている貨物営業車両数まで登録可能
- ・1度登録した自家用車は翌年まで変更ができない
→短期間しか稼働しない車両が登録枠を圧迫する恐れ

2)申請の電子化

〈現状〉

- ・紙を印刷し窓口を持参する必要

〈長期的な課題〉

- ・実証実験の中で検討

法令・制度上の課題、論点の整理

1)登録車両の変更

《制度改善のニーズ》

- 一部の取り組みでは、現状の制限である営業所の台数まで車両を登録しきる見込み。
- 12月中は支障はないが、来年序盤で台数いっぱいまで登録する予定であり、来年中は登録車両の入れ替えのニーズが発生する見込み。

《制度改善のご提案》

- 1台1台、抹消・登録を行う形も考えられるが事務手数の増加が懸念。
- 日本版ライドシェアと同様、ドライバー・車両の登録は無制限とし、全体の稼働回数を「許可運送台数×許可稼働日数(90日)」で管理する形はいかがか。

〈現状〉				〈ご提案〉			
登録	1日あたり 運行台数	1台あたり 年間運行回数	年間 総運行回数	登録	1日あたり 運行台数	1台あたり 年間運行回数	年間 総運行回数
営業所 台数 ※入れ替え不可	営業所 台数	90日	営業所台数 ×90日	無制限	営業所 台数	90日	営業所台数 ×90日 ※実質的な稼働回数は不変

法令・制度上の課題、論点の整理

2)申請の電子化

《制度改善のニーズ》

- 申請にあたっては、直接運輸支局を訪ね紙で書類を提出する必要。
- 即日許可が出ることもあるが、運輸支局によっては日数がかかることもある
- 今回の取り組みでも運送事業者様が複数回運輸支局を訪問。

《制度改善のご提案》

- 必要書類の電子提出、許可証の電子発行を検討してはいかがか。

検討余地のある論点

《ドライバーさんからの声》

- もっと稼働したい
- このまま続けていきたい
- 本業として稼働することも検討したい

➡ライドシェアやアプリ専用車両での勤務が、本業タクシードライバー転職の呼水となったように、今回の取り組みが**運送事業の本業人材の増員**につながる可能性があるのではないか

《検討余地のある論点》

- もっと稼働を増やそうとした時に支障になるものは何か
- 副業で実施している方が、本業を実施しようとした時に支障になるものは何か

今後の実証実験の中で、引き続き検討していきます